

浦安都市計画 土地区画整理事業の決定

計 画 書

(堀江・猫実B地区土地区画整理事業)

平成20年 2月

浦 安 市

浦安都市計画土地区画整理事業の決定（浦安市決定）

浦安都市計画土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		堀江・猫実B地区土地区画整理事業				
面 積		約 2.1ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		主要な生活道路として「仮称新中通り線」（幅員 12m）を地区の中央部に南北に配置し、幅員 4～6mの区画道路を土地利用計画に整合させ効果的に配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
仮称新中通り線とフラワー通りの交差点付近に公園を配置する。面積については施行面積の3%以上を確保する。						
その他の公共施設	下水道は浦安市公共下水道により整備する。					
宅地の整備		住宅系の土地利用計画とする。 街区の配置については、現状の街区を基本に計画する。 道路計画、排水及び換地計画等との整合を図り宅地の整地を行うことを基本に、現状の地盤高を生かし極力平坦とするが、境川の橋梁周辺部は橋梁の高さを考慮して、必要に応じて盛土を行う。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由：

本地区は、東西線浦安駅の南東約 0.5km に位置し、古くからの市街地である。道路が狭隘で緊急車両の通行が困難であり、防災面において課題があります。

そこで、主要な生活道路を確保するとともに、健全な市街地の造成を図るため、本案のように決定するものである。

都市計画を定める土地の区域

うらやすし ほりえ
浦安市 堀江 二丁目及び三丁目

ねこぎね
猫実 三丁目及び四丁目の各一部

理 由 書

本地区は、東西線浦安駅の南東約 0.5 k m に位置する。南北約 0.34 k m 東西約 0.10 k m の地区である。

地区の南側は浦安市道 2 - 1 9 号線(五番通り)、北側は浦安市道 2 - 3 3 号線(みなと線)に囲まれた約 2.1 h a の地区である。

本地区は本市でも古くから市街化されてきましたが、道路が狭隘で緊急車両の通行が困難であり、未接道宅地も多く、防災面や居住環境等において課題があります。

そこで、主要な生活道路や公園を確保するとともに、健全な市街地の造成を図るため土地区画整理事業を施行するものとする。